

入札条件書

- 1 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約とします。
- 2 入札者にあつては、当該物品の1ヶ月あたりの賃貸借料に相当する金額（消費税相当額を除く。）を入札書に記載してください。
- 3 契約の基本的事項については、仕様書等で別に定める場合を除き、添付する契約書（案）によるものとします。

物品賃貸借契約書（案）

（長期継続契約）

1. 事業名 地籍調査支援システムリース
2. 事業場所 阿賀町役場 建設課
3. 賃借料 [月額] 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. 契約期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
5. 賃貸借期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
6. 契約保証金 免除

上記事業について、賃借人と賃貸人は、対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって賃貸借契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、賃借人及び賃貸人記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地
阿賀町
阿賀町長 神田 一 秋

賃貸人 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

物品賃貸借約款

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、事業説明書及び事業説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款および仕様書等を内容とする賃貸借の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、仕様書等に記載の物件（以下「物件」という。）を契約書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中、仕様書等に従い賃借人に賃貸するものとし、賃借人は、その賃借料を支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間の末日までの間をいう。
- 4 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務等の譲渡)

- 第2条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 賃貸人は、賃借人に貸与したこの物品を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権を設定し、その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第3条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、賃借人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(物件の納入等)

第4条 賃貸人は、この物件を契約書及び仕様書等で指定された場所へ使用可能な状態に調整したうえ、仕様書等に定める日時までに納入（以下「使用開始日」という。）し、賃借人の使用に供しなければならない。

- 2 賃借人は、必要があるときは、賃借人の指定する職員をして立会い、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。
- 3 賃貸人は、この物件を納入するときは、賃借人の定める項目を記載した納品書を提出しなければならない。
- 4 賃貸人は、この物件を納入する上において当然必要なものは、賃貸人の負担で行うものとする。

（使用開始日の延期等）

第5条 賃貸人は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届け出なければならない。

- 2 賃貸人は、前項の規定による届出をしたときは、賃借人に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、賃借人は、その理由が賃貸人の責めに帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めるものとする。

（検査）

第6条 賃借人は、賃貸人から納品書の提出を受領した日から起算して10日以内に検査し、その検査に合格したときをもって、賃貸人から物件の引渡しを受けたものとする。

- 2 賃貸人は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 賃貸人は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 賃借人は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため、変質、変形、消耗又はき損した物件に係る損失は、すべて賃貸人の負担とする。

（引換え又は手直し）

第7条 賃貸人は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合において、第4条及び前条の規定を準用する。

（物件の管理責任等）

第8条 賃借人は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 賃借人は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。
- 3 この物件に故障が生じたときは、賃借人は直ちに賃貸人に報告しなければならない。

(所有権の表示)

第9条 賃貸人は、この物件に所有権の表示をするものとする。

(転貸の禁止)

第10条 賃借人は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾があったときは、この限りでない。

(公租公課)

第11条 この物件に係る公租公課は、賃貸人が負担する。

(物件の返還等)

第12条 賃借人は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、賃貸人が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 賃借人は、この物件に投じた有益費又は必要費があっても賃貸人に請求しないものとする。

3 賃貸人は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は賃貸人の負担とする。ただし、仕様書等又は別に特約の定め（以下「特約事項」という。）のある場合は、この限りでない。

4 賃借人は、前項の撤去に際して必要があるときは、賃借人の指定する職員をして立会い、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。

5 賃借人は、賃貸人が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、賃貸人に代わってこの物件を撤去又は処分（以下「撤去等」という。）し、若しくは借入場所の原状回復を行うことができる。この場合において、賃貸人は、賃借人の撤去等又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。ただし、仕様書等又は特約事項により、賃借人が物件の撤去等に係る費用を負担し、賃貸人に依頼して、これを行う旨の定めがあるときは、仕様書等又は特約事項に記載する撤去等に係る金額から賃貸人に支払う費用を控除するものとし、なお不足分がある場合は、賃貸人は、この費用を負担しなければならない。

(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)

第13条 賃借人は、賃貸借期間終了時に、賃貸人に物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。この場合における賃貸借又は物件の売渡しの条件については、賃借人及び賃貸人が協議して定める。

(契約不適合責任)

第14条 賃借人は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、賃貸人に対し、物件の修補、取替え又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、賃借人は、賃貸人に不相当な負担を課すものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(契約内容の変更等)

第15条 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸人と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するとき、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(物件の原状変更)

第16条 賃借人は、次に掲げる行為をするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

(1) この物件に装置、部品、付属品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。

(2) この物件を他の物件に付着するとき。

(3) この物件に付着した表示を取り外すとき。

(代替品の提供)

第17条 賃貸人は、この物件が使用不能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障をきたさないよう、この物件と同等の物件を賃貸人の負担で賃借人に提供するものとする。ただし、賃借人の責に帰すべき理由により使用不能となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、賃貸人が代替品を提供することとなったときは、第4条、第6条及び第29条第1項第1号の規定を準用する。

(賃借料の支払い)

第18条 賃貸人は、発注者が特約事項により別に定める場合を除き、この物件を賃借人が使用した月（以下「当該月」という。）の翌日以降、毎月1回契約書記載の賃借料を賃借人に請求することができる。ただし、賃借人が仕様書等において請求時期を別に定めた場合は、この限りでない。

2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は第5条又は第29条第1項第1号による使用開始日の延期などにより、当該月における物件の使用が1月に満たなくなったとき（賃借人の責めに帰すべき理由による場合を除く。）は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

3 賃借人は、第1項の規定により請求があったときは、賃貸人の履行状況を確認の上、その請求を受理した日から起算して30日以内に、第1項に定める賃借料を支払うものとする。

4 賃借人は、賃借人の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に賃借料を支払わないときは、賃貸人に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、当該支払いが遅延した金額につき、この契約の締結時において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）を遅延利息として支払うものとする。

(賃借人の任意解除権)

第19条 賃借人は物品の納入が完了しない間は、次条又は第21条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(賃借人の催告による解除権)

第20条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、引渡期日に物件の引渡しをせず、又は引渡期日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第14条の追完がなされないとき。
- (3) 引き渡された物品に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。
- (4) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (5) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、賃借人の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第21条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を引渡しすることができないことが明らかであるとき。
- (3) 物品の引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物件の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第25条又は第26条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約に関する債権を譲渡したとき。

(9) 貸貸人(貸貸人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(貸貸人が個人である場合にはその者、その他経営に実質的に関与している者を、貸貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の貸貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ)が暴力団又は暴力団員等であると認められたとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約したと認められるとき。

ト 貸貸人がイからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約に相手方とした場合(ヘに該当するものを除く。)に貸借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

(10) 貸貸人がこの契約に関して次のいずれかに該当したとき。

イ 公正取引委員会が、貸貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

ロ 公正取引委員会が、貸貸人に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ハ 貸貸人(貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第22条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、貸借人は、この契約を変更又は解除することができる。ただし、この場合においては、契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の2月前までに、

賃貸人に通知しなければならない。

- 2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人は、賃貸人に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第20条各号又は第21条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は第20条又は第21条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第24条 賃借人は、必要があるときは、賃貸人と協議の上、この契約を解除することができる。

(賃貸人の催告による解除権)

第25条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当に期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(賃貸人の催告によらない解除権)

第26条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条第1項の規定により賃借人が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (2) 第15条第1項の規定により賃借人がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当期間に及ぶとき。
- (3) 賃借人の責に帰すべき理由によりこの物件が滅失又はき損し、使用不能となったとき。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が、賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第28条 第19条から第21条、及び第24条から第26条の規定により、この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、賃借人は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

- 2 前項による場合の物件の返還については、第12条の規定を準用する。
- 3 前2条の規定により、この契約が解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人は賃貸人に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は、賃借人と賃貸人と

が協議して定める。

(賃借人の損害賠償請求等)

第29条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 賃貸人の責めに帰すべき理由により、引渡期日に物件の引き渡しを完了しないとき。
 - (2) 第20号各号又は第21号各号に定める事由があるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、賃貸人が債務の本旨に従った履行をしないとき。
- 2 前項第1号の遅延違約金の額は、賃貸借期間の始期から賃貸借期間満了までの賃貸借料の総額（以下「賃貸借料の総額」という。）（履行済み部分があるときは、相応する金額を控除した額）につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時において適用される国の債権管理等に関する法律施行令（昭和31年政令337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年あたりの割合は閏年の日を含む機関についても365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の損害賠償に代えて、賃貸人は、請求代金額の10分の1に相当する額を違約金として、賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第20条又は第21条の規定により、この契約が解除された場合。
 - (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合。
- 4 次の各号に掲げる者が、この契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 賃貸人について、破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により、選任された破産管財人
 - (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、民事更生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第3項各号に定める場合（前項の規定により第3項第2号に該当するとみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、第1項又は第3項の規定は適用しない。
- 6 第21条第9号イからホにより契約が解除されたときは、契約保証金は、賃借人に帰属する。

(賃貸人の損害賠償請求等)

第30条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らし、賃借人の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、賃借人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務履行が不能であるとき。
- 2 第18条の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時において適用される支払遅延防止法の率（年あたりの割合は閏年の日を含む機関についても365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）とする。

（保険）

第31条 賃貸人は契約期間中、賃貸人の負担によりこの物件に対して動産総合保険を付保するものとする。この保険は移動中の事故も含め、「火災」、「自然災害」、「盗難」、「落下・衝突・接触・漏水等の偶発的事故」による損害を担保するものとし、この物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

（契約不適合責任期間）

第32条 賃貸人が種類又は品質に関して、契約の内容に適合しない物件を発注者に引き渡した場合において、賃借人がその不適合を知った時から1年以内にその旨を賃貸人に通知しないときは、賃借人は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、賃貸人が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、賃借人の権利の行使ができる期間について、仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払い）

第33条 賃貸人は、この契約に関して第21条第10号イからロのいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第21条第10号イからロのうち、その対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示15号）第6項で規定する不当廉売の場合。その他賃借人が特に認める場合。
 - (2) 第21条第10号ロに該当する場合において、賃貸人が刑法第198条の規定による刑が確定した時。
- 2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、賃貸人が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。賃貸人が既に共同企業体等を解散しているときは、代表

者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

- 4 第1項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金をもって、第1項の賠償金に充当することができる。

(相殺)

第34条 賃借人は、賃貸人に対して有する金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第35条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第36条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、賃借人と賃貸人とが協議の上定めるものとする。

地籍調査支援システム賃貸借仕様書

1 概要

本仕様書は、地籍調査支援システム一式の設置に適用する。

賃貸借期間は5年間（令和7年3月1日から令和12年2月28日）とする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

令和6年度においては令和7年3月1日から令和7年3月31日までの1か月間とする。

2 導入機器

別紙「地籍調査支援システム特記仕様書」に記載のとおりとする。

(1) ハードウェア

- ・デスクトップ型パソコン 2台
- ・モニター 2台
- ・無停電電源装置 1台
- ・LANケーブル 2本
- ・NAS 1台

(2) ソフトウェア

- ・KGSⅡ地籍調査事務支援ソフト 2本
- ・KGSⅡ地籍図ソフト 2本
- ・KGSⅡ地籍図作成ソフト 2本

(3) 導入機器等のセットアップ

- ・セットアップ一式

導入機器の指定場所への搬入と開封、梱包材の撤去、付属機器の取り付けを含む。作業時期はリース会社（以下「受託者」という。）と阿賀町役場建設課（以下「発注者」という。）で協議する。

3 地籍調査支援システムの導入

(1) 発注者が行う地籍調査事業の業務支援や推進及び、地籍調査成果の維持管理や利活用の向上を図るために必要十分な機能を有するハードウェア及びソフトウェア（以下「システム」という。）を受託者から導入する。

(2) 本システムの構築に必要な資料及びデータ等については発注者から貸与する。

(3) 地籍調査支援システムは国土情報開発株式会社（以下「販売元」という。）から調達するものとする。地籍調査支援システムには販売元の「地籍調査支援システムKGSⅡ」を採用し、別紙「地籍調査支援システム特記仕様書」の機能を有するものとする。

(4) 受託者が調達した地籍調査支援システムへのソフトウェアインストール及びその動作確認、現在発注者が使用している地籍調査支援システムからのデータ移行については販売元が実施するものとし、受託者はそれに要する費用を販売元に支払

うものとする。

(5) 地籍調査支援システムの納品について受託者は、発注者、販売元と事前に調整を行い、納品日を決定し行うものとする。

(6) 地籍調査支援システムの操作指導は販売元が行うものとし、受託者はそれに要する費用を販売元に支払うものとする。

4 納入場所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580 番地 阿賀町役場建設課 内

5 納入期限

令和7年2月28日

6 検 収

納入完了後、阿賀町役場建設課の検査合格をもって検収とする。

7 保 証

本設備の検収後1年以内において、あきらかに設計・製作上に起因する障害及び通常の使用において障害が発生した場合は、無償にて改修又は取替えを行うものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

地籍調査支援システム
特記仕様書

阿賀町役場
建設課

第1章 総則

(業務の目的)

第1条 本仕様書は、阿賀町（以下「発注者」という。）が実施する地籍調査事業の業務支援や推進及び、地籍調査成果の維持管理や利活用の向上を図るために必要十分な機能を有するハードウェア及びソフトウェア（以下「システム」という。）を導入することを目的とする。

(準拠する法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

1. 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）
2. 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
3. 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）
4. 地籍調査成果のシステム化の実施について（昭和61年5月15日61国土国第221号国土庁土地局国土調査課長指示）
5. 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
6. 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
7. 地籍図の様式を定める省令（昭和61年11月18日総理府令第54号）
8. 地籍調査成果の数値情報化実施要領（平成14年3月14日国土国第594号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
9. 数値地籍情報の記録形式等について（平成14年3月14日国土国第595号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
10. 地籍図及び地籍簿の補正要領（平成14年3月14日国土国第596号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
11. 不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）
12. 阿賀町財務規則
13. その他の関連法令及び通達

(疑義)

第3条 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、受託者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(損害賠償)

第4条 受託者は、業務遂行中生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因・経過・被害内容の状況を報告し、発注者の指示に従うものとする。

(資格)

第5条 販売元は、一般社団法人日本国土調査測量協会の会員であると同時に、ISO27001若しくはプライバシーマーク資格を有するものとする。また、地籍調査管理技術者の資格を有するものとする。

(守秘義務)

第6条 受託者は、発注者が貸与する一切の資料や情報を紛失・漏洩することのないよう、また盗難等事故のないよう、その取扱いには十分に注意するとともに、万全の管理体制で実施するものとする。

(契約不適合責任)

第7条 受託者は、本業務の成果品に契約不適合または隠れた契約不適合がある場合は、直ちに解決するものとする。

販売元：国土情報開発株式会社

〒154-8530 東京都世田谷区池尻二丁目7番3号

TEL 03-5481-3000

第2章 業務内容

(リース期間)

第8条 本システムのリース期間は次のとおりとする。

自 令和 7年 3月 1日

至 令和12年 2月28日

(納期)

第9条 本システムの納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

1. 納入期限 令和7年 2月28日

2. 納入場所 阿賀町役場 建設課

(ハードウェア・ソフトウェアの構築)

第10条 受託者は、本仕様書のシステム導入目的に適應するシステムを構築するものとする。

なお、システムのハードウェア、ソフトウェアの仕様については【別紙1】のとおり定めるものとする。

(システムデータの変換)

第11条 受託者は、発注者が現在使用している地籍調査支援システムから、調査を実施している計画区の地籍調査業務のデータ、及び地籍調査が完了した地籍図・座標データを全て変換し、本業務で導入するシステムで運用することができるようにするものとする。

(導入設置等)

第12条 受託者は、システムを発注者が指定する阿賀町役場建設課に設置し、システムを稼働させるものとする。但し、詳細については発注者及び受託者双方で協議して決めるものとする。

(システムの説明)

第13条 受託者は、システム導入時に発注者が指定する担当者に十分な操作説明を行うものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、リース開始前に本仕様書に明記されている仕様を1つでも満たしていないと判断した場合は契約を締結しないものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第15条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

ハードウェア

デスクトップ型パソコン	2台
モニター	2台
無停電電源装置	1台
LANケーブル	2本
NAS	1台

ソフトウェア

地籍調査支援システム	2本
ソフト内訳	・KGSⅡ地籍調査事務支援ソフト
	・KGSⅡ調査図ソフト
	・KGSⅡ地籍図作成ソフト

以上

【別紙1】

ハードウェア仕様書

導入するハードウェアについては、以下又は同等以上の機能を有すること。

1. デスクトップ型パソコン

2台 : デスクトップ型PC
CPU : Core i7 以上
メモリ : 8GB 以上
SSD : 512GB 以上
バックアップ機能 : スーパーマルチドライブ
ネットワーク : 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T
OS : Windows 11 Pro 正規版(64bit)
キーボード : 日本語 109 キーボード
マウス : 光学式 2 ボタンホイールマウス
AP : MS-OFFICE 2024 personal

2. モニター

2台 : 23.8 インチ液晶 FHD (1920×1080)

3. 無停電電源装置

1台 : キャビネット型
運転方式 : 常時インバーター方式
入力電圧 : 100V AC
動作時間 : 停電時 10 分稼動以上

4. LANケーブル

2本 : 10m

5. NAS

1台 : 1TB×2 (RAID1)

ソフトウェア仕様書

導入するソフトウェアについては、以下の機能を有すること。

A 地籍調査支援システム

本ソフトは地籍調査事務支援ソフト、調査素図ソフト、地籍図作成ソフトからなり、地籍調査の準備、地籍調査に必要な帳票及び図面の作成 (E工程) および認証、地籍簿案・地籍図案を登記 (H工程) におよぶ地籍調査全般を支援するシステムであり、次の各機能を有すること。

1 システム基本機能（地籍調査事務支援、調査図、地籍図作成ソフト共通）

（1）連動機能

事務支援ソフト、調査図ソフト、地籍図作成ソフトは完全に連動しており、各ソフトを個別に立ち上げる必要がなく切替えができること。

（2）インデックスマップ機能

初期画面で調査計画図（地形図等）から調査地区を選択することができること。

（3）セキュリティ機能

- ① システム起動時にログイン・パスワードを入力し、ユーザ認証が行えること。
- ② 各種データにアクセス可能なユーザの追加、削除、ユーザ名設定ができること。
- ③ ユーザに対して管理者・一般ユーザの区分が行えること。データアクセス制限及び印刷許可、データ出力許可を設定できること。
- ④ ユーザがログインした日時、実施した処理内容、アクセスしたデータ名などを時系列に記録することができ、一覧として出力できること。

（4）バックアップ・リストア機能

- ① データのバックアップ、リストア機能を有すること。
- ② バックアップする際には、バックアップするデータをファイル単位で選択できること。選択する際には、前回バックアップした時点から変更があったファイルかどうか判断できる機能を有すること。
- ③ リストアする際には、新規登録、上書き登録を選択できる機能を有すること。

（5）座標変換機能

- ① 国土地理院が作成した座標変換機能を有し、日本座標系と世界座標系の両方の座標管理ができるものであること。

2 地籍調査事務支援ソフト

（1）基本機能

事務支援データは年度・地区単位で管理できること。複数地区ある場合は、年度グループ内で管理できること。

（2）属性管理機能

地籍調査事務支援データの属性管理として、所在、地番、重複地番、地目、地積、所有者、管理者、共有者、相続人、異動項目、調査図番号、地籍図番号、立会情報、内外地目（制限なく複数）、内外地積（制限なく複数）、調査区域外の管理ができること。

（3）検索機能

地番一覧表・所有者一覧表・管理者一覧表から地番を検索することができる他、名寄せによる地番の検索ができること。

（4）調査前データの入力、修正機能

① 調査前データの入力

法務局要約書データ・課税データをCSV形式で直接取り込むことが可能で、取り込んだ

データをエクセルの一覧表上で修正ができること。

また、直接、一筆毎に地番情報の追加入力、修正ができること。

② 共有者情報の入力

代表の所有者コードが同一の共有地については、ある筆に共有者の構成員情報を入力すれば、その他の筆にも同じ共有者情報を複写入力ができること。また、共有者の構成員情報の一部が異なる場合は、その箇所のみ修正ができること。

③ 登記情報の入力

ある所有者が複数の土地を所有する場合、ある筆に抵当権等の登記権情報を入力すれば、その他の選択した筆にも同じ登記権情報を複写入力ができること。

④ 相続人情報の入力

ある所有者が複数の土地を所有する場合、ある筆に相続人情報を入力すれば、その他の選択した筆にも同じ相続人情報を複写入力できること。また、相続人情報を入力した場合、その相続人に関する各種帳票（立会い通知等）の出力を設定できること。

⑤ 摘要欄

摘要欄に自由に文字を入力することができ、地籍調査票への反映ができること。

(5) 調査後データの入力機能

① 異動項目の入力

調査後の異動項目を一覧表から選択し、入力できること。その際、異動項目の種別にしたがって異動の年月日、異動の相手地番等の情報を入力する画面が表示されること。

② 異動項目のチェック

異動項目の誤入力や入力漏れ等を防止するためのチェック機能を有すること。特に合筆条件のチェックや地目変更、所在変更における調査前後のチェックを行うことができ、論理的に矛盾する処理を行った筆を抽出し、一覧表示することができること。

(6) 帳票の出力

すべての帳票はエクセルの様式に出力する機能を有し、印刷前にはプレビュー画面で確認できること。また、帳票を出力する際の出力順番、出力する範囲等の条件を各種設定できること。なお、出力できる主な帳票は次の通りとする。

「縮尺決定のための筆数調書」「地番一覧表 土地所有者一覧表」「土地管理者名簿」「名寄帳」「地籍調査票」「一筆地調査標札」「共有者氏名表調査票」「相続人氏名表」「立会日程表」「所有者毎立会日程表」「通知書」「宛名シール」「地籍簿」「共有者氏名表」「土地管理者名簿」「所有者名寄せ」「管理者名寄せ」「所有者毎地籍調査結果閲覧確認調書」「管理者毎地籍調査結果閲覧確認調書」「閲覧受付簿」「一筆調査集計表」「実施地区面積別筆数表」「地区別地目別集計表」「不存在地等調書」「不立会地調書」「地目別筆数面積変動表等調書」「筆数変動一覧表」「住所不明所有者等調書」「地籍調査票綴 地図番号別地番一覧表」「異動項目別地番一覧表」「合筆調書」「索引表」「地番対照表」「農地現況確認調書」

(7) データ入・出力機能

① 帳票・一覧表・所有者データ等をCSV形式で出力できること。

- ② 地籍簿データを国土調査登記情報ファイル形式で出力できること。
- ③ 法務局から提供される要約書情報を要約書CSV形式で入力できること。

3 調査図ソフト

(1) 調査素図データ作成（公図データ入力）機能

公図画像をマウストレースすることにより簡単に素図データを作成する事が出来ること。
また、法務局の地図XMLデータを取り込めること。

(2) 地籍調査事務支援データとの連動機能

- ① 調査素図データができた時点で地籍調査事務支援の調査前データと大字・小字・地番をキーに連動ができること。地籍調査事務支援上の地番から該当の調査素図を検索・表示ができること。逆に調査素図作成上の地番から地籍調査事務支援の地番を検索できること。また、地籍調査事務支援上で筆属性を変更した場合、調査素図の属性も変更されること。
- ② 調査素図上で筆を追加した場合、地籍調査事務支援の調査前の筆が自動的に追加できること。
- ③ 調査素図上に所有者、地目、地積等を選択して表示出来ること。
- ④ 調査素図上に同一者マーク、×マーク等調査素図を作成するのに必要な記号を入力できること。
- ⑤ 立会日程計画を調査素図上から入力でき、その内容が地籍調査事務支援データに反映できること。また、立会いの状況が自動着色機能により判別できること。

(3) 調査図データ作成機能

- ① 調査素図データを背景に調査後の点番、結線データの入力ができること。
- ② 点番の入力に当っては点番号の自動昇順機能を有していること。また、点番の杭種等の管理が出来ること。
- ③ 調査素図と同様に調査図データができた時点で地籍調査事務支援の調査後データと大字・小字・地番をキーに連動ができること。
- ④ 地籍調査で得られた情報を調査図上に残せるようにレイヤの追加ができ、そのレイヤ上に文字情報、地図情報の作成ができ、管理ができること。

(4) 調査素図、調査図出力機能

- ① 調査素図、調査図が作成できること。
- ② 作成に際しては、様式、縮尺、印刷条件の設定ができること。また、筆の中に印刷する情報を地番、地目、所有者名、登記権等選択して設定できること。
- ③ 図面作成当っては、縮尺と用紙のサイズを指定することにより画面上作成可能範囲の枠が表示されること。また、枠は任意に回転できること。
- ④ 図面作成の際には、文字と筆境界線、文字同士が重ならないように文字の自動配置ができること。また、文字の角度や大きさについては、筆の形状や大きさに対応すること。どうしても筆形状内に印字できない場合は、欄外に自動抽出できること。
- ⑤ 必要に応じて地目、所有者等によって色分けができること。

- ⑥ 画面上指定した箇所を切り取りWord、Excelに貼り付けること（クリップボード機能）ができること。

（5）帳票の出力機能

すべての帳票はExcelの様式に出力する機能を有し、印刷前にはプレビュー画面で確認できること。また、帳票を出力する際の出力順番、出力する範囲等の条件を各種設定できること。尚、出力できる代表的な帳票は次のとおりとする。

「字別集計表」「地番一覧表」「所有者一覧表」「世帯一覧表」「調査図番号一覧表」
「杭種別集計表」「筆界未定地構成地番表」「点番構成表」

4 地籍図作成ソフト

（1）図形データの入力機能

- ① 図形データをS I M Aフォーマット、地籍フォーマット2000及び地図XML形式で入力することが可能で、地籍図（地図）データを作成できること。

S I M Aフォーマットで入力する場合は、入力する際にファイル毎に大字・小字の設定ができること。

- ② S I M Aフォーマット入力する場合は、入力後に地籍図図郭、精度区分、調査年月、測量年月等の設定ができること。

（2）地籍調査事務支援データとの連動機能

- ① 調査前データとして法務局から提供される地図XML形式の地図データ及び登記情報C S Vファイルを地籍図ソフト及び地籍調査事務支援ソフトに各々取り込み、地図上で指定した区域内に存する地番の突合ができること。

- ② 地籍図データを作成した時点で地籍調査事務支援の調査後データと大字・小字・地番を基に連動ができること。また、地籍図データの地番と地籍調査事務支援の地番の突合ができること。

- ③ 地籍図データから地籍図番号、測量後の地積を地籍調査事務支援データに自動的に取り込めること。

- ④ 地籍図上に地籍調査事務支援の調査後の地目、所有者、地積を選択して表示できること。

- ⑤ 地籍調査事務支援の調査後データを変更した場合、地籍図データの属性データも自動的に変更できること。

（3）異動処理機能

- ① 地籍図データを分筆、合筆、筆界修正等の加工・編集ができること。

按分処理（1辺平行距離、1辺平行面積、2辺平行面積、定点面積、定点角度等）による分筆ができること。

- ② 異動処理を行った場合、地籍調査事務支援データにその内容を自動的に反映させる機能を有すること。

（4）測量計算ソフト機能

既存の点を使用して交点計算、トラバース計算、逆トラバース計算等の計算機能を有

していること。

測量計算で求めた結果を地籍図データ上に反映でき、地籍図データの加工・編集ができること。

(5) 図面作成機能

- ① 地籍図、筆界点番号図、集成図、地籍図一覧図、一筆図、地積測量図等各種図面が印刷できること。
- ② 図面作成の際は、縮尺と用紙のサイズを指定することにより画面上作成可能範囲の枠が表示されること。また、枠は任意に回転できること。
- ③ 図面作成の際は、文字と筆界線、文字同士が重ならないように文字の自動配置（角度調整、サイズ調整、欄外抽出等）ができること。
- ④ 必要に応じて地目、所有者等によって色分けができること。また、色分けは複数の条件で指定できること。
- ⑤ 画面上指定した箇所を切り取りWord、Excel等の汎用ソフトに貼り付けること（クリップボード機能）ができること。

(6) 帳票の出力機能

すべての帳票はエクセルの様式に出力する機能を有し、印刷前にはプレビュー画面で確認できること。また、帳票を出力する際の出力順番、出力する範囲等の条件を各種設定できること。なお、出力できる主な帳票は次のとおりとする。

「字別集計表」「地番一覧表」「共有者地番一覧」「共有者構成表」「現地確認不能地一覧表」「地番毎座標値一覧表」「求積表」「座標点一覧表」「基準点一覧表」「路線一覧表」「路線別基準点座標表」「図郭座標値一覧表」「外周構成点一覧表」「大字別地籍測定成果簿」「小字別地籍測定成果簿」「地番別地籍測定成果簿」

B. 地籍図成果ソフト

本システムは地籍調査完了後（法務局送付後）の地籍図データをより効率的に利用し、また地籍調査の成果を有効に利用するためのシステムであり、次の機能を有すること。

1. 基本機能

(1) セキュリティ機能

セキュリティ機能については、地籍調査支援システムと同じ機能を有すること。

(2) バックアップ・リストア機能

バックアップ・リストア機能については、地籍調査支援システムと同じ機能を有すること。

(3) 地籍図データと地番図データの併用管理機能

- ① 地籍図データを元に地番図データ（地籍図データを加工・接合して全区で一つのデータにした場合）を作成した後は、地籍図データと地番図データを同時に管理できること。
- ② 地番図上の地番から該当の地籍図を検索・表示できる機能を有すること。
- ③ 地籍図データを異動修正した場合、地番図データにもその異動データが自動的に反映で

きること。

(4) データ入出力機能

- ① 地籍図データをS I M Aフォーマット、地籍フォーマット2 0 0 0で入出力できること。
- ② 属性データをC S V形式で入出力できること。属性データを入力する際には、新規登録、上書き登録を選択できること。
- ③ 法務局から提供される地図XML形式の地図データの入力が可能で、地図データの作成ができること。

(5) 公図（地籍図等）と地番図の同時更新機能

公図（地籍図等）と地番図の2種類の地図をシステムで運用した場合、公図に異動処理を行うとその異動処理内容が地番図に自動的に反映され、地番図の異動更新が同時に行えること。

2. 個別機能

(1) 検索機能

- ① 地番を大字・地番、所有者から検索できること。
- ② 各種条件（地目、所有者、面積等の条件の組合せ）から該当の地番を検索できること。
- ③ ある年度の地籍図データを表示している状態で、隣接の地籍図を表示したい場合は、隣接の地籍図を自動的に検索して表示できること。

(2) 表示機能

- ① 航空写真図、住宅地図、地形図等のレイヤデータがある場合は地籍図と重ねて表示できること。
- ② マウスホイール等で拡大・縮小ができること。
- ③ 画面上表示縮尺を指定できること。
- ④ 必要に応じて地目、所有者等によって色分けができること。また、色分けは複数の条件で指定できること。
- ⑤ 画面上、筆の中に表示できる項目（地番、地目、所有者等）を選択できること。

(3) 属性管理機能

- ① 筆属性として次の項目が管理できること。
地籍図番号・所在地番・所有者・管理者・共有者・筆界未定構成地番・登記地目・登記面積・計算面積・筆状態区分・登記年月日・調査年月日・原図縮尺・測量精度区分・自由項目・複数のファイリングデータ（地籍調査票、現地写真等）
- ② 筆界点属性として次の項目が管理できること。
点番名・杭種・X Y座標・標高・世界測地座標・日本測地座標・複数のファイリングデータ（成果簿、現地写真等）
- ③ 基準点属性として次の項目が管理できること。
点番名・杭種・X Y座標・標高・世界測地座標・日本測地座標・複数のファイリングデータ（点の記、現地写真等）

(4) 異動修正機能

- ① 異動修正機能として分筆、合筆、地図訂正、表題登記、所有権移転機能を有すること。
- ② 分筆は、公共座標値入力・辺長・マウスによる任意点入力を行い分筆処理するものとし、複数筆を同時に処理することが可能で、分筆処理後の計算面積を隣接筆も含めて、確定前に確認・修正ができること。また、分筆は公共座標を線分上に乗せる際の補正処理機能（線上の交点、延長の交点、線を点に結合、入力座標等）を有すること。
また、地積測量図の求積表をOCRで読み込む機能を有すること。
- ③ 合筆は複数筆を選択して一括で合筆ができること。また、合筆により結線から外れた筆界点を自動削除できること。
- ④ 地図訂正は、キーボード、マウスにより新しい筆界線を入力し、筆の境界を変更できること。
- ⑤ 表題登記は、キーボード、マウスで筆界点を指定していく事で、筆の作成ができること。結線が終了した時点で自動的にその筆の属性情報を入力する画面が表示され、図形と同時に属性の入力ができること。
- ⑥ 所有権移転は、1筆毎に所有権移転を行う他、地番一覧から複数筆をまとめて指定し、所有権移転処理ができること。

(5) 履歴機能・土地台帳管理機能

異動処理を行った場合は、1筆毎に土地台帳に準じた形式で履歴を残すことができること。また、分筆、合筆等の図形の異動についてはその筆形状および座標値の履歴も残すことができること。

(6) 図面作成機能

- ① 地籍図、筆界点番号図、集成図、地籍図一覧図、一筆図、地積測量図等各種図面が印刷できること。
- ② 図面作成の際は、縮尺と用紙のサイズを指定することにより画面上作成可能範囲の枠が表示されること。また、枠は任意に回転できること。
- ③ 図面作成の際は、文字と筆界線、文字同士が重ならないように文字の自動配置（角度調整、サイズ調整、欄外抽出等）ができること。
- ④ 個人情報保護の観点から指定した筆のみに所有者氏名、地目、地積といった情報を記載する機能を有すること。
- ⑤ 必要に応じて地目、所有者等によって色分けができること。また、色分けは複数の条件で指定することができること。
- ⑥ 画面上指定した箇所を切り取りWord、Excelに貼り付けること（クリップボード機能）ができること。

(7) 帳票作成機能

以下の帳票が作成・出力できること。

「地番一覧表」「地目別地番一覧表」「地図番号別地番一覧表」「所有者名寄せ」「管理者名寄せ」「地目別集計表」「字別集計表」「土地台帳明細」

以上